

Step1 : 障害児入所施設への入所時点 (責任主体: 都道府県・政令市)

○ 都道府県(政令市)が入所決定(保護者の居住地の都道府県(政令市)において給付決定or措置決定)

Step2 : 一定年齢からの移行準備・調整 (責任主体: 都道府県・政令市)

		都道府県・政令市	市町村 (移行後の支給決定主体)	児童相談所	障害児入所施設	相談支援事業所	障害者支援施設・GH等	特別支援学校等	本人・保護者
1	施設職員(SW等)が本人と保護者に面談・調整し、移行先(GH等)の候補の仮決定 体験利用等の結果、移行先(GH等)が変更の場合は再試行	① 管内の移行対象者(15歳以上)を把握し、障害児入所施設(SW等)の調整状況を適宜把握	③ 都道府県等と連携をしながら、ケース会議等へ参画	② 措置の場合は、障害児入所施設職員(SW等)と連携して面談・調整	② 職員(SW等)が本人の意思決定支援を行いつつ、保護者とも面談し、移行先(GH等)の候補を選定	③ ケース会議等へ参画		③ ケース会議等へ参画	② 施設職員(SW等)をはじめとする関係者と移行に向けた面談
2	移行先(GH等)の候補地に近い相談支援事業所と施設職員(SW等)と連携し、移行先の(GH等)の体験利用を進める。	② 障害児入所施設からの要請を受け、地域移行支援・体験利用の措置・給付決定		① 措置の場合は、障害児入所施設等と連携	① 移行先(GH等)に近い相談支援事業所(基幹相談支援センター等)へ移行に係る相談(体験利用調整等)を依頼するため、都道府県へ措置・給付決定を要請	③ 体験利用の具体的調整等	④ 体験利用の受け入れを行う		④ 体験利用の実施
3	移行調整過程で困難が生じた場合は、都道府県等の協議の場で検討・調整	① 調整状況により協議会を開催	② 要請に応じ、協議会へ参画	② 要請に応じ、協議会へ参画	① 調整状況により協議会開催を都道府県に依頼	② 要請に応じ、協議会へ参画	② 要請に応じ、協議会へ参画	② 要請に応じ、協議会へ参画	② 要請に応じ、協議会へ参画
4	移行先(GH等)・移行時期を決定する	② 移行先(GH等)が絞られてきた段階で、相談支援事業所を通じ、市町村(移行後の支給決定主体)へ相談	③ 相談支援事業所からの相談を受け、具体的調整を開始	① 措置の場合は、障害児入所施設等と連携	① 本人・保護者へ意思確認を行う	② 都道府県の要請を受け、市町村(移行後の支給決定主体)に具体的調整を開始	① 障害児入所施設(SW等)からの受入開始時期等の相談に応じる	① 障害児入所施設(SW等)からの移行時期等の相談に応じる	① 移行先・移行時期を決定

(注)「GH」=グループホーム、「SW」=ソーシャルワーカー

※「Step3」の1は、「Step2」の4と同時並行的に行われるものと想定

Step3 : 移行先に係る具体的な利用調整・支給決定(責任主体:市町村)

		都道府県	市町村 (移行後の支給決定主体)	児童相談所	障害児入所施設	相談支援事業所	障害者支援施設・GH等	特別支援学校等	本人・保護者
1	相談支援事業所が移行先(GH等)における具体的な支援の調整、サービス等利用計画案の作成			① 措置の場合は相談支援事業所と連携	① 相談支援事業所と連携	① 本人・保護者と面談し、サービス等利用計画案の作成を行う			① 相談支援等と面談をし、今後利用する障害福祉サービスを決めて行く
2	支給決定の申請を市町村に行い、支給決定を行う		② 障害福祉サービスの支給決定			① 市町村へ支給決定の申請(本人の代行)			① 市町村へ支給決定の申請(本人の代行)
3	入所時から継続して関わってきた相談支援事業所が、その後の地域定着を支援する	② 相談支援事業所等から、適宜定着状況の報告を受ける	① 障害福祉サービスの支給等	② 適宜、相談支援事業所と連携	② 適宜、相談支援事業所と連携	②障害福祉サービスの利用状況をモニタリングし、障害児入所施設等と連携しつつ、定着まで伴走	① 本人と契約し、施設障害福祉サービス計画等を作成し、支援を開始 (※やむを得ない措置の場合は措置委託を受ける)		① 障害福祉サービスの契約を結び、利用を開始

障害児入所施設への入所(契約)における障害児・保護者の居住地と給付決定主体の関係

- 支給決定主体は、保護者の居住地の都道府県
入所前の居住地(例)



- ・ 給付決定
- ・ 給付費負担
A県

- 入所後、保護者が転居(B県)した場合も、保護者の居住地(転居先)の都道府県が支給決定を引き継ぐ
入所前の居住地(例)



保護者がB県へ転居(例)



- ・ 給付決定
- ・ 給付費負担
B県

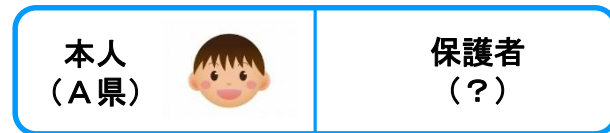
障害児入所施設への入所(措置)における障害児・保護者の居住地と措置決定主体の関係

- 基本は、保護者の居住地の都道府県
入所前の居住地(例)



- ・ 措置決定
- ・ 措置費負担
A県

- 保護者の居住地が不明な場合、その子どもの現在地の都道府県
入所前の居住地(例)



- ・ 措置決定
- ・ 措置費負担
A県

- 入所後、保護者が転居した場合は、児童相談所(A県・B県)が協議して、措置決定主体を維持又は変更
入所前の居住地(例)



保護者がB県へ転居



子どもの福祉及び児童相談所利用の利便等の事情を考慮し、関係児童相談所と協議の上、事例を管轄する児童相談所を決定する。

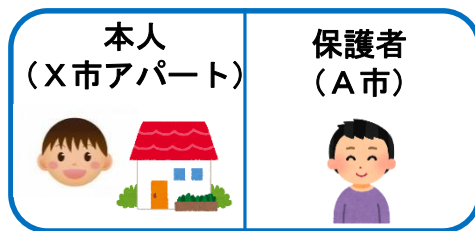
移行先(18歳以降)における障害児入所施設所在地と支給決定主体の関係

- 移行先が**アパート等の一般住居**である場合は、**移行先の市町村**が支給決定主体。(例：パターン①)。
- 移行先が**GH又は障害者支援施設**である場合は、「**18歳前日の保護者の居住地**」の市町村が支給決定主体。(例：パターン②～⑤)

【パターン①：移行先(X市)がアパート等の一般住居である場合】

入所中から18歳前日

X市で一人暮らししながら障害サービスを利用

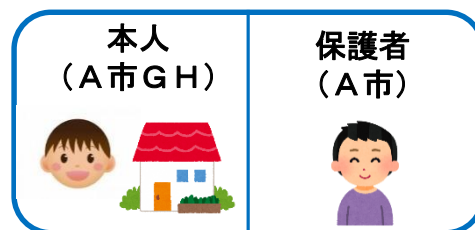


- ・ 支給決定
 - ・ 給付費負担
- X市**

【パターン②：移行先(A市)と18歳前日の保護者の居住地(A市)が同じ場合】

入所中から18歳前日

A市のGHへ移行

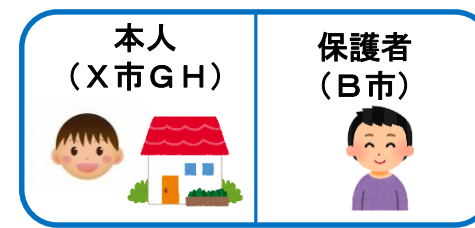
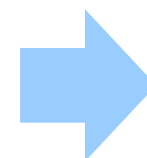


- ・ 支給決定
 - ・ 給付費負担
- A市**

【パターン③：移行先(X市)と18歳前日の保護者の居住地(B市)が違う場合】

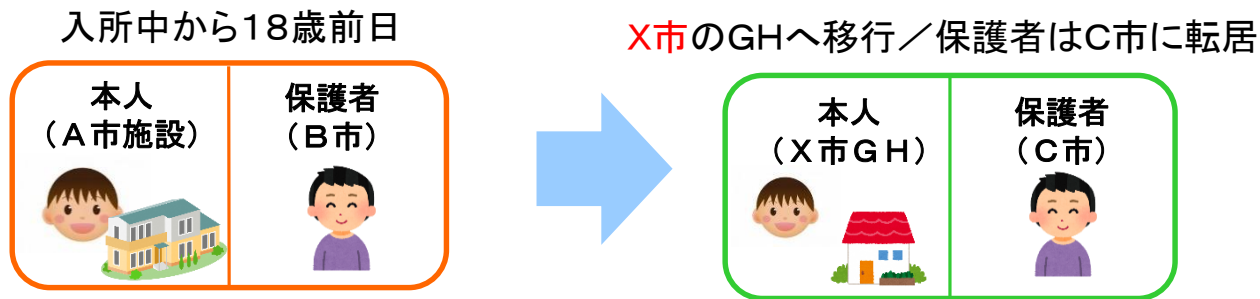
入所中から18歳前日

X市のGHへ移行



- ・ 支給決定
 - ・ 給付費負担
- B市**

【パターン④：障害児入所施設（A市）と18歳前日の保護者の居住地（B市）が違い、更に保護者が、その後転居（C市）し、本人はX市へ移行する場合】

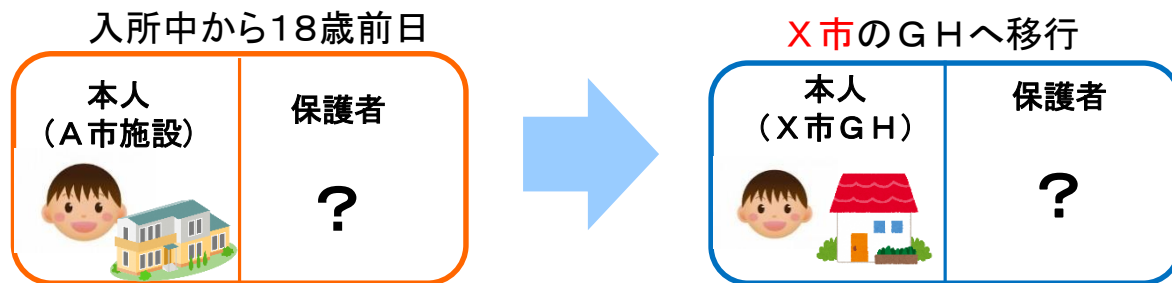


- ・支給決定
- ・給付費負担

B市

※B市には、保護者・本人ともに居住せず、移行先(X市)とも異なるが、居住地特例により、支給決定主体となる。

【パターン⑤：18歳前日の保護者の居住地が不明な場合】



- ・支給決定
- ・給付費負担

A市

※ 18歳前日の保護者の居住地が不明な場合は、18歳前日の本人の居住地(=障害児入所施設)の市町村が支給決定権者となる

【目的】

障害児入所施設の入所児童が円滑に成人期に移行できるよう、移行調整が難しい個別ケースに対して、都道府県の呼びかけのもとで各関係機関が連携・協力して調整を行うとともに、移行先として必要な地域資源の整備等の必要事項を協議する。
 (※既存の自立支援協議会の活用も想定)

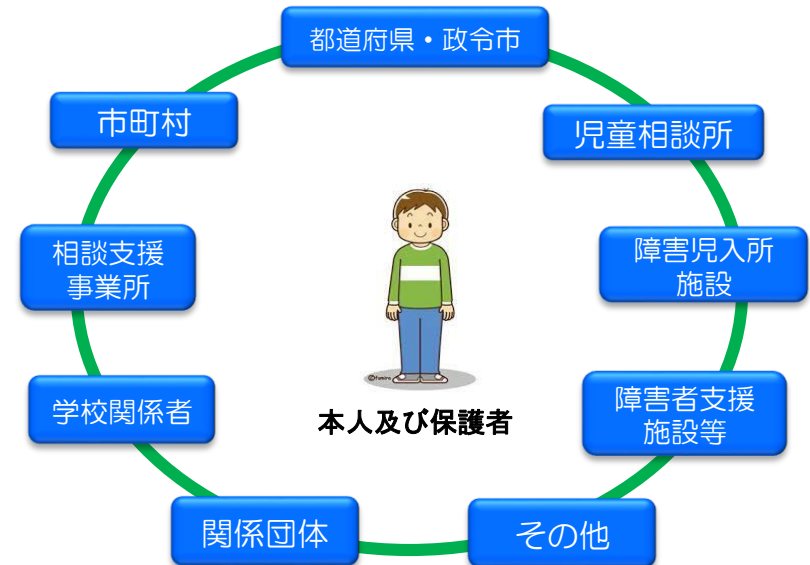
協議の場における検討内容

- ①管内の移行対象者の把握・情報共有・進捗管理
 管内(都道府県が措置・給付決定を行っている障害児入所施設)の移行対象者を把握し、関係者間の情報共有や進捗管理を行う。
- ②広域調整
 関係団体の協力も得て、地域資源(グループホーム等)の定員状況等を共有し、円滑な移行につなげる。
- ③個別ケース会議
 移行調整が難しい事例について、課題把握や調整等を行う。(⇒以下参照)
- ④地域資源開発
 個別ケースを通じて、移行先として必要な地域資源について中長期な見通しをもって議論し、障害者福祉計画等へ反映させていく。

個別ケース会議の検討内容

- 移行調整が難しい個別事例について、具体的な成人期への移行に向けた支援内容等を把握し、検討する。協議事項としては、次のようなものが考えられる。
 - ① 移行が難しい事例の状況把握や課題点の確認
 - ② 必要な移行先条件や支援内容等の検討
 - ③ 支援方針の確立と役割分担の決定及びその認識の共有
 - ④ 特別な事情により移行困難な場合の入所延長(22歳まで)の判断

関係者イメージ



※個別ケース会議の際には、個々のケースに応じて必要な関係者を参集する。

「障害児の新たな移行調整の枠組みに向けた実務者会議」開催要綱

1. 趣旨

平成 22 年の児童福祉法の改正（平成 24 年施行）において、18 歳以上の障害者については、大人としてふさわしい、より適切な支援を行っていくため、障害者施策で対応することとされた。この際、現に障害児施設に入所している 18 歳以上の者が退所させられることがないようにみなし規定を設け、経過的に入所を継続できることとした。現在も福祉型障害児入所施設については経過的な取扱いが続いている。

その後、令和 2 年 2 月に取りまとめられた「障害児入所施設の在り方に関する検討会」報告書では、「みなし規定の期限（令和 3 年 3 月 31 日まで）を、これ以上延長することなく成人期にふさわしい暮らしの保障と適切な支援を行っていくべき」と提言された。

これらを踏まえ、移行が困難な者の受け入れ先調整や、今後とも毎年 18 歳以上に達する障害者の移行調整の枠組み、受け皿整備の有効な方策等を整理し、円滑な移行を進めていくことができるよう検討を行うため、「障害児の新たな移行調整の枠組みに向けた実務者会議」を開催する。

2. 検討事項

- (1) 都道府県等での新たな移行調整の枠組みについて
- (2) 移行先の調整・受け皿整備の有効な方策について
- (3) その他

3. 構成等

- (1) 本実務者会議は、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長が学識経験者、地方自治体、障害児入所施設、成人施設等の関係者の参集を求めて開催する。
- (2) 構成員は、別紙のとおりとする。
- (3) 本実務者会議の座長は構成員の互選により選出し、座長代理は座長の指名により選出する。
- (4) 座長は、必要に応じ意見聴取等のため、構成員以外の者を参加させることができる。
- (5) 本実務者会議は、未移行者が多い個別障害児入所施設の実情や、個々の利用児童の状況等に言及する必要があるため、個人情報保護等に支障を及ぼすおそれがあることから、各回の終了後に、個人情報の保護等に支障のない資料及び議事要旨を公表することとする。
- (6) 本実務者会議の庶務は、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課障害児・発達障害者支援室が行う。
- (7) その他、本実務者会議の運営に関し、必要な事項は座長が定める。

(別紙)

障害児の新たな移行調整の枠組みに向けた実務者会議 構成員名簿

(敬称略、五十音順、◎は座長、○は座長代理)

(令和3年4月8日現在)

榎本	博文	公益財団法人日本知的障害者福祉協会理事・障害者支援施設部会 部会長
加藤	恵	半田市障がい者相談支援センター センター長
北川	聡子	公益財団法人日本知的障害者福祉協会副会長・児童発達支援部会 部会長
小崎	慶介	全国肢体不自由児施設運営協議会 会長
児玉	和夫	公益社団法人日本重症心身障害福祉協会 理事長
鈴木	香奈子	東京都児童相談センター 事業課 人材確保専門員
高橋	朋生	神奈川県福祉子どもみらい局福祉部障害サービス課 課長
◎ 田村	和宏	立命館大学産業社会学部 教授
中野	繁	北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課 精神医療担当課長
丹羽	彩文	社会福祉法人昴 理事長
箱嶋	雄一	大阪府福祉部障がい福祉室地域生活支援課 課長
長谷川	守	福島県保健福祉部障がい福祉課 課長
又村	あおい	一般社団法人全国手をつなぐ育成会連合会 常務理事兼事務局長
黛	昭則	埼玉県福祉部障害者支援課 課長
三塚	淳	福島県こども未来局児童家庭課 課長
美保	圭祐	徳島県保健福祉部障がい福祉課 課長
山川	雅洋	大阪市福祉局障がい者施策部障がい支援課 課長
○ 米山	明	社会福祉法人全国心身障害児福祉財団 理事

(合計 18名)

(オブザーバー)

社会福祉法人全国重症心身障害児(者)を守る会 茶圓 光彦 常務理事

参考資料2

障害児の新たな移行調整の枠組みに向けた実務者会議 開催経緯

第1回 令和3年1月6日（水）

- (1) 障害児入所施設の移行の現状等について
- (2) 本会議の進め方等について
- (3) 障害児入所施設移行状況に関する調査票について
- (4) その他

第2回 令和3年4月8日（木）

- (1) 「障害児入所施設移行状況に関する調査票」の結果（速報）について
- (2) 「障害児入所施設の18歳以上（いわゆる過齢児を含む）の移行についての論点整理（案）」について
- (3) その他

第3回 令和3年5月20日（木）

- (1) 「障害児入所施設移行状況に関する調査」の結果（速報VOL.2）について
- (2) 「障害児入所施設のこれから18歳を迎える（毎年18歳に到達する）者の移行についての論点整理（案）」について
- (3) その他

第4回 令和3年6月17日（木）

- (1) 「障害児入所施設移行状況に関する調査」の結果（速報VOL.3）について
- (2) これまでの議論の整理（案）について
- (3) 「その他の移行に関する論点（みなし期限のあり方等、意思決定支援）（案）」について
- (4) その他

第5回 令和3年7月8日（木）

- (1) 報告書（素案）について
- (2) その他

第6回 令和3年7月27日（火）

- (1) 報告書（案）について
- (2) その他